

第4号様式(第6条)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
年 月 日生

上記の職員は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第11条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明します。

年 月 日

横浜市長 印
(A8)

(裏)

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第11条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。